

平成28年 3 月 2 日

陳情第38号

小田原中央墓苑（仮称）建設についての陳情書

小田原中央墓苑（仮称）建設についての陳情書

【陳情趣旨】

1年ほど前から成田地区に大規模な墓地建設計画が進んでいます。これは小田原市栄町の（宗）善光寺が、小田厚東インター近くに1921基の大規模墓地（仮称：小田原中央墓苑）を建設する計画です。

計画地近隣の飯泉三区、飯泉一区、東成田地区の住民は、交通混雑や環境悪化の問題、計画が営利目的などの理由から猛反対をしております。

計画地周辺は道幅が狭く、もし墓地ができれば墓参者による交通混雑が予想され、しかも墓参の誘導路が矢作小と鴨宮中周辺道路になっていて、登下校時の交通事故に繋がります。また、この地域は市街化調整区域で多くの方が農作業をされており、交通混雑で農作業にも支障をきたします。

現在、墓地の排水は浄化した後、北側に隣接する道路の側溝に流す計画になっていますが、もしそうならば墓地の南側に位置する水田にその排水が流入することになります。大雨の時には浄化していない汚水が流入する危険性があり、農業経営が立ちいかなくなるのが考えられます。直接的な環境汚染ばかりでなく、いわゆる風評被害も予想され営農できなくなるのではと心配しています。

この建設の目的はお寺の護持（営利）のためと言っていますが、地域住民を苦しめ、お寺を守るためとは本末転倒と言わざるを得ません。お寺は人々を導き人々に安らぎを与えるところです。如何にも仏の道に反しています。お寺の金儲けのため、なぜ私達住民が犠牲にならなければいけないのか、明らかにこれは公共の福祉に反するもので建設許可を与えるべきではありません。

事業者は経営許可申請のため、近隣住民に建設計画の概要を説明する義務がありますが、一部の近隣住民に説明会の案内が届かないにも拘らず、既に経営許可申請が提出され、受理されています。明らかに違法なやり方で建設計画が進められています。

もし今回の計画が実現することになれば、市街化調整区域のあちこちに公園墓地ができ、我がふるさと小田原は墓地の町に変貌することになるでしょう。

なお、本件に対して川東仏教会が反対を表明し、小田原市長及び事業者である善光寺住職あてに反対声明書を送付されましたので、参考までに市長あての声明書を添付いたしますのでご参照ください。

【陳情項目】

仮称：小田原中央墓苑の経営許可を決定しない様陳情致します。

平成28年3月2日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

墓地建設反対同盟 発起人

東成田自治会長	小田原市成田90-3	植村 久夫	㊟
飯泉一区自治会長	小田原市飯泉786	門松 好克	㊟
元飯泉区画整理準備委員会会長	小田原市飯泉652	佐須 明	㊟
飯泉三区自治会長（事務局）	小田原市飯泉220-6	小河 純吉	㊟
飯泉三区自治会相談役	小田原市飯泉454-9	亀井 光雄	㊟